

和牛遺伝資源の知的財産的価値の保護の在り方について（中間とりまとめ）（案）の概要

1. 基本認識と検討の方向性	
(1) 家畜遺伝資源の知的財産的価値の保護の必要性	和牛の例に代表されるように、有用な遺伝情報を集積させた個体を生産していく家畜の改良プロセスは畜産関係者等による創造的な活動であり、生み出された優良な家畜の遺伝資源は知的財産としての価値を有していることから、特別の保護が必要。
(2) 保護の手法	契約等による管理などの措置を講じた上で、第三者効がない点で限界がある契約を越えた更なる保護が必要。
	品種ごとに個体間の形質に均一性・安定性・区分性が明らかな種苗と異なり、品種に属する個体間の能力及びその産子に現れる結果に差があるとともに、背景となる国際条約も存在しない家畜の遺伝資源については、一定の期間保護される「権利」設定型の手法はそぐわないものとの認識。
	不正競争防止法において「限定提供データ」を成果冒用行為から保護するに至った経緯を踏まえ、家畜遺伝資源もその不正取得等の成果冒用行為を規制する行為規制手法を活用し、新たな仕組みを創設することが適切。
2. 保護客体	
家畜遺伝資源は、改良の結果高まった価値と人工授精用精液や受精卵という媒体とが切り離せない、価値の化体した有体物といった性質を有しているものであり、不正利用による拡大再生産により被害が甚大なものとなるという認識の下、取引や管理の実態なども踏まえて、外形的にも把握できるよう、保護客体の範囲を定めることが適切。	
3. 違法行為類型	
家畜遺伝資源の保有者の管理や提供時に付された契約等による制限を突破する行為を類型化し、違法行為として規制することが適切。	
(1) 不正取得類型（窃盗、詐欺等悪質性の高い行為による取得及びその取得した家畜遺伝資源の使用・譲渡等）	窃盗、詐欺等の刑罰法規に該当する家畜遺伝資源の不正取得行為は、取得行為自体が高い悪質性、違法性を帯びていることから、規制の対象とすることが適切。 また、不正取得した家畜遺伝資源を使用、譲渡等する行為も本来の保有者の利益を棄損する行為であり、規制することが適切。

(2) 信義則違反類型（家畜遺伝資源につき正当な権原のある者による権原の範囲を超えた領得・使用・譲渡等）	家畜遺伝資源について、事務委託などの契約等により正当な権原のある者がその 権原の範囲を超えて家畜遺伝資源を使用・譲渡等する行為 については、信義則に違反し、本来の所有者の利益を棄損する悪質性の強い行為であり、 改良事業者の意図しない流通・利用を防止する観点からも、規制の対象とすることが適切。
(3) 転得類型（転得者による取得・使用・提供行為）	家畜遺伝資源について 不正取得等が介在したことを知りながら、又は重過失により知らないで、当該家畜遺伝資源の契約関係のない第三者が家畜遺伝資源を取得し、その取得した家畜遺伝資源を使用、譲渡等をする行為 は、悪質性の高い行為であり、 規制の対象とすることが適切。
	家畜遺伝資源の譲渡経緯における不正行為の介在について不正の経緯の確認の注意義務を果たしていないとする重過失の判断に当たっては、現状では、既存の家畜登録制度や証明書制度等を活用して譲渡経緯等を確認したかが重要になるが、今後のトレーサビリティの基盤の整備状況等により異なってくるもの。
(4) 派生品譲渡類型（不正使用により産出された新たな家畜又は家畜遺伝資源の使用、譲渡等）	家畜遺伝資源の 不正使用により産出された家畜又は家畜遺伝資源の使用、譲渡等についても規制の対象とすることが適切。
	家畜遺伝資源は限定された関係者の範囲において流通するのが一般的であることを踏まえ、不正使用により産出された家畜又は家畜遺伝資源であることについて、 取引の時点で悪意の場合に加えて重過失の場合も、規制対象とすることが適切。
4. 不正行為による不正な流通に対する適切な救済措置の在り方	
(1) 民事上の措置	家畜遺伝資源について、特定の成果冒用行為によって被害を受けた者又はそのおそれがある者に対して差止請求権を認めることが適切。 救済措置の対象範囲については、家畜遺伝資源の性質や取引実態、実効性、訴訟の際の証明の可能性などを総合的に勘案した上で政策的な観点から判断すべき。 また、損害賠償請求の際の立証の容易化を図ることが重要。
(2) 刑事上の措置	海外流出防止策の観点からも、民事上の措置では対応に限界があることから、特別法で要件を明確化し、 特に違法性の高い行為類型に絞りこみつつ、刑事罰を取り入れることが適切。